

平成31年度からのみえ森と緑の県民税の運用

目次

1. 三重県における森林環境譲与税(仮称)活用についての基本的な考え方(案)	1
2. みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要	9
3. みえ森と緑の県民税市町交付金(基本枠、加算枠)事業	11
4. みえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)事業	12
(流域防災機能強化対策事業)	
(森林再生力強化対策事業)	
5. 災害に強い森林づくり推進事業	14
6. 森林情報基盤整備事業	15
7. 森を育む人づくりサポート体制整備事業	16
8. 森林環境教育・木育拠点整備事業	17
9. 森林とふれあう自然公園環境整備事業	18
10. 森里川海つながり推進事業	19
11. みえ森と緑の県民税制度運営事業	20

三重県における森林環境譲与税(仮称)活用についての基本的な考え方(案)

1 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税(仮称)(以下、「(仮称)省略」)を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(案)において

・市町は、

① 森林の整備に関する施策

② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

・県は、

① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策

② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策

③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

(1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

(2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

(3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

(4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり(「県民全体で森林を支える社会づくり」)に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

・森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進
・県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等
を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

（5）森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること

により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。(ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。)

4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

(1) 林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備(市町村森林経営管理事業)

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地(造林未済地を含む)における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林(広葉樹林)の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないとはいえますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します(調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施)
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班(例えば、林班内の人工林率50%以上等)であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

(3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

(4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

(5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

イ 対象業務の委託

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

ウ 新たな組織の設立

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

＜参考＞森林環境譲与税（仮称）の用途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分	森林環境譲与税（仮称）	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	<input type="checkbox"/> 市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
	<input type="checkbox"/> 市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
	<input type="checkbox"/> 経営管理の意向に関する調査	—
	<input type="checkbox"/> 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—
里山・竹林の整備	<input type="checkbox"/> 管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	<input type="checkbox"/> 所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
危険木の除去	—	<input type="checkbox"/> 集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保	■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）	<input type="checkbox"/> 右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進	<input type="checkbox"/> 地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化	<input type="checkbox"/> 市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

平成30年7月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）

2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、市町交付金の総額に対し、概ね2：1の割合とします。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積＝1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

事業名：みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業

担当班：みどり推進班

基本方針：①災害に強い森林づくり ②県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分：5つの対策全て

1 事業の目的

森林行政の第一線にあり、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリーダー役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開します。

2 事業の必要性

地域の実情に応じてきめ細かに対応し、住民と直接的な関係が見込まれる取組を進められる主体は市町以外にはなく、これまで、市町交付金を活用して創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献していることを考慮すると、市町が創意工夫して森林づくりの施策を展開するための交付金の交付を継続する必要があります。

3 事業の内容

一市町あたり 500 万円の均等配分に加えて、森林面積や人口を算定基礎として算定する「基本枠交付金」と、平成 30 年 2 月刊行森林・林業統計書に記載されている森林面積が 100ha 未満または森林率が 10%未満である市町からの事業計画申請に基づいて「加算枠交付金」を交付します。加算枠交付金の 5 年間の累計申請上限額は、1,000 万円とします。

交付の対象とする事業は、事業実施の 3 原則を満たしたうえで、2 つの基本方針及び 5 つの対策に沿った事業としますが、森林環境譲与税（仮称）と同一の事業には充当できません。また、次の見直しまでの期間に市町交付金事業の財源に充てるための基金の積立も交付の対象とします。

4 現行制度からの変更点

「三重県における森林環境譲与税(仮称)活用についての基本的な考え方(案)」を踏まえて、次の規定を設けます。

- (1) 林業・木材産業に携わる人材の育成は交付の対象としない。
- (2) 木造・木質化や木製家具等の導入など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」として施設を整備する取組は、森林環境教育・木育を実施する場合に限って交付の対象とする。
- (3) 里山等を整備する取組は、市町が発注して実施する場合であっても、事業実施後は所有者や自治会などが継続して管理する場合に限って交付の対象とする。
- (4) 危険木を単木で伐採したり、道路沿いを伐採するなど、「面的な整備」と認められない整備は、引き続き交付の対象とする。

事業名：流域防災機能強化対策事業【市町交付金（連携枠）事業】

担当班：林業経営班

基本方針：①災害に強い森林づくり

対策区分：①土砂や流木による被害を出さない森林づくり

1 事業の目的

山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷の凹地形周辺や、土壌浸食のおそれがある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図ります。

2 事業の必要性

県では、「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木や土砂流出の発生の恐れのある崩壊土砂流出危険地区（以下「危険地」という。）において、溪流内の危険木の除去のほか、溪流沿いの一定幅の立木を伐採・搬出し、流木や土砂の流出を抑制するための森林整備（災害緩衝林整備事業）等に取り組んできました。

こうした中、災害緩衝林整備事業による整備区域と隣接し、一体的に整備を行うことでより効果を発揮できる森林や、危険地以外にも対策が必要な森林が多数存在していることから、整備の対象を拡大し、土砂や流木による被害を出さない森林づくりを面的に進めていくことが必要です。

3 事業の内容

流域における防災機能を強化するため、土砂流出の危険性が高く、早急な整備が必要とされる箇所の森林整備に市町と県が連携して取り組むものとします。

具体的には、人家等の保全対象から概ね2 km 以内の溪流沿いの森林であって、適正な管理がされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れがあり、次のいずれかに該当する森林を対象に、市町が、森林所有者と当該森林の管理及び施業方法等について定めた協定を締結したうえで、間伐等の森林整備を実施します。

（1）間伐等（災害緩衝林一体型）

みえ森と緑の県民税を活用して県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備することで、防災機能をより強化することができる森林

（2）間伐等（環境林・特定水源地域）

県ゾーニングが環境林、又は三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林

事業名：森林再生力強化対策事業【市町交付金（連携枠）事業】

担当班：林業経営班

基本方針：①災害に強い森林づくり

対策区分：①土砂や流木による被害を出さない森林づくり

1 事業の目的

森林所有者等が行う新植地等への獣害防止施設等の整備や市町が行うICT等の新たな技術を用いたニホンジカの捕獲等を支援し、森林が有する土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮を図ります。

2 事業の必要性

県内の森林においては、ニホンジカが高い密度（14.6頭/km²）で生息していることから、食害による更新の阻害が発生しており、森林の有する土砂流出防止等の公益的機能の低下が懸念されています。

こうした中、新植地等の確実な更新を図り、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のサイクルを実現していくため、ニホンジカの侵入を許さない獣害防止施設等を整備するとともに、捕獲により個体数を減少させ、生息密度を適正な範囲に誘導していくことが必要です。

3 事業の内容

（1）獣害防止施設等整備

森林所有者等が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内で、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生獣による森林被害の防止、野生獣の移動の制御等を行うための獣害防止施設等の整備に対して市町が支援します。

（ア）植栽タイプ

伐採跡地等において、植栽とあわせて行う獣害防止施設等の整備

（イ）天然更新・更新補助タイプ

（ア）の事業区域と隣接し、林業経営に適さないことから天然更新等を行う伐採跡地等において行う獣害防止施設等の整備

（ウ）獣害防止施設等補修

豪雨等で破損した既設の獣害防止施設等の補修

（2）ニホンジカの捕獲等

市町が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において、ニホンジカの生息密度を適正な範囲に誘導していくため、獣害防止施設等の整備箇所周辺で、ICT等の新たな技術を用いた捕獲をモデル的に実施し、効果検証に取り組みます。

事業名：災害に強い森林づくり推進事業

担当班：治山班

基本方針：①災害に強い森林づくり

対策区分：①土砂や流木による被害を出さない森林づくり

1 事業の目的

近年の山地災害に見受けられる流木や土砂流出による被害を低減するため、浸食されやすい谷地形や脆弱な土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「流木の発生を抑制する」、「上流からの流木や土砂、土石流等の流下を緩衝する」、「山腹斜面からの倒木や土砂等の流入・流下を抑制する」といった災害緩衝機能を発揮する森林の整備を行います。

2 事業の必要性

近年、局地的な集中豪雨の増加に加え、手入れが行き届いていない森林の増加などにより、土石流発生時に溪流沿いの木を巻き込み流下し、流木となって人家や公共施設等への被害を拡大させるケースが増加しているため、引き続き、事業を継続して進めていく必要があります。

3 事業の内容

(1) 災害緩衝林整備事業

- ① 崩壊土砂流出危険地区等の溪流部において、流木による恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするために危険木の伐採・搬出を行います。
- ② ①の溪岸部において、立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去を行い、上流からの土砂の流下を緩和軽減させます。
- ③ ①、②の周辺山腹部において、溪流内に倒木や土砂が流れ出さなくするために立木の根系の発達を促す調整伐を行います。
- ④ 林業研究所において、上記取り組みの効果を明らかにするための調査・研究を行います。

(2) 土砂流木緊急除去事業

崩壊土砂流出危険地区等の森林において、豪雨等によって流出し人家等に被害を与える恐れのある異常に堆積した流木や土砂等の撤去を行います。

4 現行制度からの変更点

崩壊土砂流出危険地区に限定していた事業対象区域を、市町の要望に応じ、危険地区以外で緊急性の高い区域を実施できるように拡充しました。

事業名：森林情報基盤整備事業

担当班：森林計画班

基本方針：①災害に強い森林づくり

対策区分：①土砂や流木による被害を出さない森林づくり

1 事業の目的

航空レーザ測量を実施して、詳細な森林資源情報を把握することで、効率的な森林管理を促進するとともに、精度の高い3次元地形データを取得し、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することで、災害に強い森林づくりを効果的に進めます。

2 事業の必要性

緊急に整備が必要な森林や、山地災害や流木被害の発生の恐れのある森林を効率的に把握し、災害に強い森林づくりを着実に進めるためには、航空レーザ測量を実施して、樹種、樹高、立木密度、材積等の詳細な森林資源情報や、尾根、谷等の精度の高い微細な地形情報等を効果的に取得する必要があります。

また、所有者の関心の低い森林や、境界が不明な森林等において、手つかずの状態になることを防止するため、森林境界の明確化につながる情報の把握に努める必要があります。

3 事業の内容

(1) 航空レーザ計測業務

航空レーザ計測を実施し、3次元計測データ等詳細な地形データを作成します。

(2) 計測データ解析業務

航空レーザ計測により取得したデータを解析し、林相図を作成するほか、樹頂点解析（樹木本数、単木毎の位置、樹高、胸高直径、材積、樹冠長率、形状比等の把握等）を行い、詳細な森林資源情報を整備します。

(3) 整備した情報を活用し、森林整備を優先的に実施すべき林分の把握や、表面浸食や流木発生等が懸念される箇所等の抽出を行います。

事業名：森を育む人づくりサポート体制整備事業

担当班：みどり推進班

基本方針：②県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分：③森を育む人づくり

1 事業の目的

みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行います。

2 事業の必要性

市町単位での取組が困難な森林環境教育・木育指導者の養成や、活動プログラムの提供、森づくり活動の支援などについて、県で取り組んでいく必要があります。さらに、みえ森づくりサポートセンターが情報集約し、森林環境教育・木育、森づくり活動に取り組もうとする市町や学校、県民のさまざまなニーズに応じた情報を提供することで、森林環境教育・木育、森づくり活動の新たな取組の進展が期待されます。

3 事業の内容

・みえ森づくりサポートセンターの運営

森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる総合窓口となる「森づくりサポートセンター」を運営し、森林環境教育・木育指導者や森づくり技術者の育成を行うほか、きめ細かい各種対応など、広域的・総合的なサポートを行います。

・森林環境教育・木育体制整備

県内における森林環境教育・木育の活動発表の場として、また県民のみなさんに木に触れ、木に親しむ機会を設けることを目的に「みえ子ども森の学びサミット」などを開催します。また、県内の小学5年生を対象に、森林環境教育・木育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を発行します。

4 現行制度からの変更点

みえ森づくりサポートセンターの運営体制を強化して、市町、教育委員会、学校、保育所等の立場に立った森林環境教育・木育のコーディネート活動や指導者の活躍の場である「森の学校」などの取組を進展させます。

事業名：森林環境教育・木育拠点整備事業

担当班：みどり推進班

基本方針：②県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分：④森と人をつなぐ学びの場づくり

1 事業の目的

県内における森林環境教育・木育の環をこれまで以上に拡大することを目的に、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に取り組みます。

2 事業の必要性

地域の特性や学校等の実情に応じて、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要があること、取組の一層の周知を図る必要があることが県民税の見直しにおける課題として挙げられており、より一層、地域に密着した活動を行うことが求められています。また、県内各地で開催している木育イベント「ミエトイ・キャラバン」の来場者からは、木製遊具・玩具を体験できる場の常時設置の声が多く挙がっています。

3 事業の内容

三重県民の森などの既存施設を対象に、周辺の森林等を活かした安全な森林環境教育フィールドの設置と、常設型の木育体験施設を整備するとともに、みえ森づくりサポートセンターを核とした連携機能を強化するために、サポートセンターに類する機能（資機材の貸出等）を設けます。

事業名：森林とふれあう自然公園環境整備事業

担当班：自然公園班

基本方針：②県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分：⑤地域に身近な水や緑の環境づくり

1 事業の目的

本事業では、県民の森林や緑と親しむ機会を創生するため、県内の市町に跨って広域的に配置されている自然公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山道等を活用して、NPOや団体、市町等が取り組んでいる森林と親しむ森林環境教育セミナーやガイドツアー等の取組を推進します。

このため、県では、ツアー等の企画・運営や自然公園の保全・利用の啓発等を実施するとともに、活動のフィールドとなる自然公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道等の施設の安全点検や改修などを行い、県民全体で森林を支える社会づくりを目指します。

2 事業の必要性

森林環境教育セミナーやガイドツアーで活用する自然公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山道等は、設置してから30年以上を経て老朽化による転落防止柵や東屋等の損壊が進んでいることから、利用者が安全・安心に利用するためには、施設の再整備を進める必要があります。

また、近年の自然体験に対するニーズが高まっており、県としては県民が地域の自然と触れ合いながら知識及び理解を深めることのできる森林環境教育の場を早急に構築する必要があります。

3 事業の内容

県民が森林や緑と親しめるよう、NPOや団体、市町等が自然公園の園地や東海・近畿自然歩道、大杉谷登山歩道等を活用して実施している、あるいは実施を予定している、森林と親しむ森林環境教育セミナーやガイドツアー等の取組をブラッシュアップします。

また、そのフィールドとなっている自然公園の園地や自然歩道等において、危険な箇所でのルートの見直しを含め、活用されている施設の安全点検を行うとともに、きめ細かいサイン標識や説明看板の設置、歩道の階段や転落防止柵等の改修などを行います。

事業名：森里川海つながり推進事業

担当班：野生生物班

基本方針：②県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分：⑤地域の身近な水や緑の環境づくり

1 事業の目的

学術団体、企業、NPO、自治体等が個々に行っている野生生物生育・生息状況調査及び生物多様性保全活動のネットワーク化を行うことで、森林環境教育の推進や森林の多面的機能の一つである生物多様性の保全を行い、地域の身近な水や緑の環境づくりに資するものです。

2 事業の必要性

森林の多面的機能の一つである生物多様性を保全するためには、森林だけではなく森里川海のごつながりにおける「生態系ネットワーク」を構築するための取組が必要となります。また、市町が取り組む対策「身近な水や緑の環境づくり」においては、野生動植物の生息・生育状況や希少種・絶滅危惧種の分布情報が重要な要素となるため、そのような情報を県で一元的に整備し、公開・情報提供することで、効率的に取組の促進を図る必要があります。

それらの実現のために、情報や技術、専門家からのアドバイス等を共有し、相互理解・相互協力による活動の拡大、取組の推進を図れるよう、一定の流域単位において、学術団体、企業、NPO、自治体等の多様な主体が協働して取り組めるよう、個々の取組のネットワーク化を行います。

3 事業の内容

森里川海を通した生態系ネットワークの機能発揮のため、森林、里地里山、河川、沿岸等での自然環境・生物多様性保全の取組に係る活動について、活動団体、行政、専門家、企業等をネットワーク化し、社会全体で三重県の自然を支え合う協創の仕組みづくりを進めます。

また、市町等が取り組む身近な自然・緑の環境づくりをサポートし、促進するため、自然環境・生物多様性に係る情報を収集するとともに、データベース化を行うことで情報共有を図り、森林環境教育の推進や生物多様性の保全に取り組みます。

事業名：みえ森と緑の県民税制度運営事業

担当班：みどり推進班

基本方針：－

対策区分：－

1 事業の目的

この事業は、みえ森と緑の県民税の制度が円滑に運営されるよう、県民への周知や評価委員会の設置・運営等を行うものです。

2 事業の必要性

みえ森と緑の県民税の用途を明確にするため、第三者により、実施した事業について評価検証していただく必要があります。

また、用途や事業成果などを周知することによって、負担を通じて森林づくりへの参加意識が高まったり、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義についての理解が深まったりすることが期待されるため、県民に広く周知する必要があります。

3 事業の内容

みえ森と緑の県民税評価委員会を開催し、毎年度、みえ森と緑の県民税を活用した事業について評価検証をしていただきます。

みえ森と緑の県民税の用途や事業成果等について、各種媒体を活用した広報活動を行います。